

議事日程(第3号)

平成24年3月12日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(11件)

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 木城町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 木城町要介護高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 木城町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 平成24年度木城町一般会計予算(関係部分)

議案第20号 平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第23号 平成24年度木城町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

2) 産業建設常任委員会付託議案(10件)

議案第14号 木城町企業立地奨励条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木城町中八重緑地公園の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第17号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 平成24年度木城町一般会計予算(関係部分)

- 議案第21号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第22号 平成24年度木城町下水道事業特別会計予算
- 議案第25号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第26号 木城町農産物販売所「菜っ葉屋」の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

1) 総務常任委員会付託陳情

陳情第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第5 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(11件)

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 木城町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 木城町要介護高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 木城町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 平成24年度木城町一般会計予算(関係部分)

議案第20号 平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第23号 平成24年度木城町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

2) 産業建設常任委員会付託議案（10件）

議案第14号 木城町企業立地奨励条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木城町中八重緑地公園の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第17号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 平成24年度木城町一般会計予算（関係部分）

議案第21号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第22号 平成24年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第25号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第26号 木城町農産物販売所「菜っ葉屋」の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

1) 総務常任委員会付託陳情

陳情第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書

追加日程第1 発議第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第5 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中村 宏規君 議事調査係長 平野 大輔君
書 記 眞崎 哲子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	小野 順章君	総務課長	横田 学君
財政課長	中竹 憲俊君	会計管理者	加藤 伸一君
企画課長	間吉田辰郎君	環境整備課長	田中 義彦君
教育課長	伊藤 章君	税務課長	中井 諒二君
福祉保健課長	石井 雄二君	町民課長	橋本未知男君
監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

ご報告をいたします。説明員として出席を求めていました産業振興課長におかれましては、体調不良により欠席の連絡を受けております。

また、去る3月5日に行われました本会議、一般質問における後藤議員の発言について、本人より「啓蒙」という発言を「啓発」に訂正したいとの申し出がありましたので、議長において許可をいたしましたので、あわせて報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案11件、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号木城町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号木城町要介護高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号平成24年度木城町一般会計予算（関係部分）、議案第20号平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号平成24年度木城町介護保険特別会計予算、議案第24号平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、以上11件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 平成24年第1回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号木城町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号木城町要介護高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号平成24年度木城町一般会計予算（関係部分）、議案第20号平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号平成24年度木城町介護保険特別会計予算、議案第24号平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、以上11件の審査でありました。審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月6日から3月9日までの4日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の課長以下、関係職員、教育委員会においては、教育長、教育課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

審査の内容について報告します。

委員会では、所管課である総務課より説明を受けました。

審査において、「削除された営農アドバイザーについては、本町の基幹産業である農業の推進的役割を持つものであるから、今後、再考していただきたい」との意見がありました。

次に、議案第8号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

審査の内容について報告します。

所管課である税務課より、「今回の改正は、東日本大震災復興財源の確保のための特別措置法の施行と地方税法の一部改正に伴うもの」との説明がありました。

次に、議案第9号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

審査の内容について報告します。

所管課である教育課より、「今回の条例改正は、石河内小学校の閉校に伴うもの」との説明がありました。

審査において、「条例改正により、普通財産として財政課で管理することになるが、今後、町営一般住宅として活用できるよう、必要な措置を早急に講ずる必要がある」との意見がありました。

次に、議案第10号木城町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

審査の内容について報告します。

所管課である教育課より、「今回の条例改正は、石河内小学校の閉校に伴うもの」との説明がありました。

次に、議案第11号木城町要介護高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

審査の内容について報告します。

所管課である福祉保健課より、「今回の条例改正は、介護度の改訂に伴い、介護手当支給額の見直しを行うもの」との説明を受けました。

次に、議案第12号木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

審査の内容について報告します。

所管課である福祉保健課より、「今回の条例改正は、障害者自立支援法の一部改正に伴うもの」との説明を受けました。

次に、議案第13号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

審査の内容について報告します。

所管である福祉保健課より、「今回の条例改正は、将来を見据えた公的制度の運営を考え、所得階層区分を追加し、現在の7段階から9段階として、所得額に応じた負担比率を設定するもの」との説明を受けました。

次に、議案第19号平成24年度木城町一般会計予算（関係部分）、原案可決です。

審査の内容について報告します。

各所管課より、次のような説明を受け、質疑を行いました。

まず、総務課関係です。

歳出における主なものは人件費で、新規事業では、地域主権改革推進支援業務委託料として157万5,000円、消防団第6部の消防車両購入費として441万円などが計上されています。

次に、財政課関係です。

歳出における新規事業では、役場庁舎の建設から30年が経過しますが、老朽化した空調設備改修工事費として6,500万円などが計上されています。

そのほかでは、平成24年度から27年度にわたる中期財政計画の説明を受けました。

次に、福祉保険課関係です。

歳出における新規事業のうち主なものは、中央保育所建設のための実施設計等委託料として1,845万円、及び用地購入費として5,966万3,000円が計上されています。

また、一般不妊治療費助成金として30万円、地域密着型介護（予防）サービス費助成事業として256万5,000円が計上されています。これは、グループホーム入所者の負担軽減を目的に、食費分の一部を助成するものとの説明を受けました。

次に、町民課関係です。

歳出における新規事業のうち主なものは、春山地区水道施設工事費として1,985万円が計上されています。

また、西都児湯環境整備組合等負担金のうち、葬祭センターの建設分として177万1,000円が計上されています。これについては、川南町と都農町の加入により変更の可能性があるとのことでした。

なお、建設工事費は総体で約13億円の予定との説明を受けました。

次に、税務課関係です。

歳入では、固定資産税のうち、大規模償却資産分として25億5,873万3,000円が計上されています。

なお、昨年7月に運転開始した、九州電力小丸川発電所2号機分は含まれていないとの説明を受けました。

歳出における新規事業として、滞納整理システム導入委託料として116万6,000円、滞納整理システムデータ連携委託料として500万円が計上されています。これは、滞納者情報をデータ管理することにより、滞納整理に効果が見込めるとの説明を受けました。

次に、教育課関係です。

歳出において、ふれあいのつばさ実行委員会補助金として220万円が計上されています。審査において、「ふれあいのつばさ交流事業については、実施から20年を経過し、一定の効果があつたと思われるが、今後の事業のあり方として、修学旅行として実施するなど、根本的な見直しが必要ではないか」との意見がありました。

また、新規事業では、旧中之又小学校改修工事費として2,250万円が計上されています。審査において、「今後の運営のこともあり、事業実施に当たっては、地域住民との十分な協議が必要である」との意見がありました。

以上が、平成24年度木城町一般会計予算の審査内容です。

次に、議案第20号平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

審査の内容について報告します。

所管課である町民課より説明を受けました。

歳出では、特定健診委託料として716万9,000円余りが計上されています。このうち特定健診対象者でない18歳から39歳までの国保一般分として65万4,000円余りが含まれています。これは、健診に対する若年層の意識を高めることで、将来の疾病予防と受診率向上のために、新たに実施するとの説明を受けました。

次に、議案第23号平成24年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

所管課である福祉保健課より説明を受け、質疑を行いました。特別な報告事項はありません。

次に、議案第24号平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

所管課である町民課より説明を受け、質疑を行いました。特別な報告事項はありません。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案10件、議案第14号木城町企業立地奨励条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号木城町中八重緑地公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第17号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号平成24年度木城町一般会計予算（関係部分）、議案第21号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第22号平成24年度木城町下水道事業特別会計予算、議案第25号辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第26号木城町農産物販売所「菜っ葉屋」の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について、以上10件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 委員会の審査報告、本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第76条の規定により報告をします。

議案第14号木城町企業立地奨励条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第15号公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第16号木城町中八重緑地公園の設置及び管理に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第17号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第18号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第19号平成24年度木城町一般会計予算（関係部分）、審査の結果、原案可決でございます。

議案第21号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計予算、審査の結果、原案可決でございます。

議案第22号平成24年度木城町下水道事業特別会計予算、審査の結果、原案可決でございます。

議案第25号辺地に係る総合整備計画の策定について、審査の結果、原案可決でございます。

議案第26号木城町農産物販売所「菜っ葉屋」の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について、審査の結果、原案可決でございます。

付託議案中、主な審査内容につきまして報告いたします。

まず初めに、企画課関係です。

議案第16号では、中八重緑地公園の設置及び管理に関する条例において、使用料等の設定がされております。今後、多目的広場の整備が終了し、サッカーやグラウンドゴルフ等の利用ができるようになるということであります。今後、さらなる施設利用促進のために努力していただきたいと考えます。

また、委員から、地元の活性化のため、商工会と連携して特産品販売を行うなど、集客を図ってもらいたいという意見がありました。

議案第19号では、商工振興費に商工会歳末大売り出し共通商品券発行助成金1,000万円が計上されております。委員からは、商品券の販売方法について、購入希望者に広く行き渡るよ

う配慮をお願いしたいという意見がありました。

次に、公園費では、中八重緑地公園整備におけるトイレ、シャワー更衣室棟設計及び設計監理委託料、及び工事費2,131万9,000円が計上されております。この財源としては、3分の2が県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金ということであります。

次に、木城温泉館「湯らら」事業として、温泉館の改修費が上げられており、改修工事監理委託及び工事費として、3億8,663万2,000円が計上されております。施設が建設されて約12年経過したことにより、大規模な改修が必要であるということであります。改修箇所としては、浴室、脱衣場、ふろ屋根等で、チラーの新設を行うという説明でした。温泉施設は町民の健康増進の場でありますので、安心して利用ができるようにするために必要な改修であると認めました。

また、温泉の屋外施設整備測量設計委託及び工事費として2,412万5,000円が計上されております。この財源としては、3分の2が県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金ということであります。

整備内容は、温泉の東側の町有地1,600平米を活用した排水整備及び芝張りであり、温泉でのイベントや温泉利用者に活用していただく場の整備であることの説明でした。

温泉改修については、半年の閉館を要する見込みのことであります。食堂については、これまで委託による営業から温泉館直営となるということであります。改修及び周辺整備を行った後、施設を再開する際には、さらなる集客のPRを行っていただきたいと考えています。

以上です。（発言する者あり）

済みませんでした。（発言する者あり）済みません、産業振興課関係です。これが抜けておりました。どうも済みませんでした。

農業振興費では、水田農業経営確立対策推進助成補助金1,400万円が計上されており、しようちゅう用加工米への転作作付助成となっております。

また、新規事業で緊急葉たばこ廃作に係る機械等導入支援として、1,100万円が計上されております。

また、有限会社GSC補助金456万円が計上されております。これは遊休農地対策等として必要な事業であり、継続させていくために必要であると認めましたが、今後、運営に関して厳しく指導を行っていただくようお願いします。

次に、園芸振興費では、葉たばこ農家廃作に係る営農支援事業として479万2,000円が計上されております。

続いて、畜産業費では、畜産産地再生事業補助金2,080万円が計上されております。これは口蹄疫による畜産復興の支援事業として、家畜導入の促進を図るための助成で、3年間の事業

であり24年度が最終年度となります。

産業振興課の予算においては、各種の補助金が計上されておりますが、交付については、補助対象の十分な審査、また、事業の成果の確認を十分に行い、農業振興に効果あるものにしていただきたいと考えます。

次に、環境整備課関係です。議案第19号では、道路新設改良費5路線の工事費4,110万円が計上されております。

次に、住宅管理費では、池田住宅屋根がわらふせかえ等工事費1,396万6,000円が計上されております。

次に、議案第21号では、水道建設費に中央地区浄化施設設置工事費2億8,448万6,000円が計上されています。より安全な水の供給のため、急速ろ過機の新設を行うということでもあります。

次に、議案第22号では、下水道総務費に公共下水道への個人のつなぎこみ補助として、3,000万円が計上されております。

以上、主な事業の内容及び審査の結果報告といたします。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の20議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号木城町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号木城町要介護高齢者等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号木城町企業立地奨励条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号木城町中八重緑地公園の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成24年度木城町一般会計予算、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 反対します。

理由については、平成24年度木城町一般会計予算の中で、中央保育所改築設計等委託料、用地購入費は、中央保育所の移転に伴うものであるためであります。平成23年の9月の一般質問でも発言しましたが、現在の保育所の場所は、児童館、小中学校がそばにあることで、先輩の活動する姿を見て育つことは、物や金でなく、一番大切なことと思います。

また、町体育館、交流センターリバリス、図書室、児童プールなどがあり、教育設備が整っています。現在地で建てかえる間の園児の保育場所等については、児童館、トレーニングセンターなどを一時的に利用することも考え、また、敷地面積の不足については、児童館とその横にあるテニスコートなどを含めて検討し、テニスコートを再整備するなどを考え、また、先人たちが子供たちの教育のために苦勞をして、これまで築き上げてきた他町の人がうらやむ、施設が整った教育環境の中に、再整備が一番よい方法と考えます。

予算の中で同調する部分もありますが、移転の用地購入費5,966万3,000円、面積5,327平米、田1反が約1,000万円が含まれ、さらに今後の道路整備、プール建設など経費の増大が予想されます。

また、町民関係者の意見にも反する中で、予算を確定することは最終決定をする議会の一員である私は、住民代表として町民に対し責任を持ってないので、19号議案に反対します。皆さんの勇気ある判断をお願いします。

○議長（甲斐 政治） 次に、本案に対する賛成の討論はありませんか。7番、山田秋吉君の登壇発言を許します。

○議員（7番 山田 秋吉君） 平成21年の12月に、私が一般質問した町立保育園の建てかえの件で、当時は新設候補地がないので、現在の場所の隣接地を買収し、新たに広く建て直すべき

だと言っておりましたが、聞くところによると、隣接地の用地確保はできず、もし、できたとしても、造成費に費用がかかり過ぎることがわかりました。

さらに、建てかえの間、周囲の公共施設を使うとしても、ゼロ歳児から1歳児については、排せつ時の洗浄用温水シャワーが必要です。2歳以上については、幼児用のトイレが必要になります。そのために仮設トイレをつくれれば費用もかかってきます。

公共施設は、幼児が利用するようにつくられていないので、事故が心配されます。万が一、事故が起きた場合には、町の責任問題になりかねません。それに、給食の調理場に関しても問題があり、保育をするために他の公共施設を使うのには、解決しなければならない事項が多々あり、難しいと思われまます。

また、災害が心配されますが、新しく全く別の場所に保育園を新設する場合、現在の保育園よりも安全性は向上します。現在の保育園の場所は、国のハザードマップにあるように、浸水区域に入っており、災害時にゼロ歳児からの園児を全員避難させることを考えると、間に合わないし、至難のわざだと思われまます。

一方、新設地は、説明によると災害時の避難場所にも考えられているような場所であり、国のハザードマップでも浸水区域から外れています。年に数回ある学校での交流会についても、新設地からの学校との距離は余り変わらないし、県道を通ることで交通安全の勉強ができると思われまます。

以上、現在の場所での建設を考えたときに、デメリットが多くメリットが少ない。先ほども説明に出したとおり、保育園の新設地は災害時の避難場所と考えられているので、ホールについては避難所としても機能するように、思い切った広さを確保してほしい。

何より、園児のために保育環境を整えることが一番です。広い場所で思い切り遊べる状況をつくり、安心・安全で伸び伸びと元気な子供を育てることが、幼児期の教育として望ましいと考えまます。

町立の保育園ですので、園内に遊具がそろった中央幼児公園的なものをつくって、土日、祝日などに子供連れで遊べる場所としても利用できれば、子育て支援にもなると思われまます。

園児は、将来、どうなるか想像もつかないのですが、思い切ったスペースをとって、郡内町村にないような、県下でもモデルになるような保育園をつくっていただきたい。そうすることで町民にも保護者にも理解をしていただき、喜んでいただけると思われまます。

何十年にわたって使用していく施設です。今までの概念にとらわれない斬新な設計をし、後悔のない、自慢のできるすばらしい保育園をつくっていただきたい。

以上。（発言する者あり）

失礼しました。以上の理由により、平成24年度一般会計予算案に賛成をいたします。

○議長（甲斐 政治） 続きまして、本案に対する反対の討論はありませんか。2番、堀田廣幸君の登壇発言を許します。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 議案第19号に反対します。

民生費の設計料費、用地購入費、合わせて7,811万3,000円は、中央保育所移転に伴う予算であり反対です。正確には、移転する場所について反対ですので、その関連予算について反対するということでもあります。

反対理由について述べます。

小さな子供のときに最も大切なことは、豊かな感性を養う、いわゆる情操教育であると言われています。そのための教育環境がここまで集約され、町外の多くの皆さんから、また教育関係者から、うらやましがられるほど整備されているのが、今の本町の実態であります。そのことが私たち町民の誇りでもあります。

それが、わずか1回限りの公共施設等検討会で、しかも限られたわずかの幹部職員の意向だけで崩れ去ろうとしています。ここまでを築き上げられた先人たちの思い、ご苦労は何だったのでしょうか。将来の子供たちのことを考え、子供たちの立場に立って考えられたのでしょうか。少なくとも、学校関係者や専門学識経験者等の意見も取り入れ、もっと協議を重ねるべき大切なことではないでしょうか。

しかも、この1回だけの移転候補地の選定協議の中でも、保育所隣接地が福祉教育ゾーンとして適しているとの結果が報告をされております。このことを最優先して移転先を決めるべきであります。

建物は、お金をかければいつでも立派なものができますが、教育環境はお金では買えません。中央保育所の老朽化だけが表面化しておりますが、隣の椎木児童館は、中央保育所よりも建物の傷みが進んでいるのではないのでしょうか。この際、椎木児童館も含めて改修するのが合理的であり、浸水についても、今よりも安全だとされる中学校テニスコートと児童館敷地を合わせれば、今回の執行部なり賛成議員が思っておられます思いどおりの施設が、十分建設可能であります。

子育て支援センターの充実、あるいは相談施設、そして高齢者との触れ合いスペースなど、すべてを総合した保育所移転先とし、現在、保育所跡地を運動場と一部駐車場として整備することで面積的にも十分可能ですし、計画されている施設内容、すべての実現と同時に、理想的な福祉教育ゾーンとしても、将来、守られ続けます。この姿が、一番望ましい姿というふうに考えております。

また、用地購入については、執行権の範囲に踏み込み、おしかりを受けるかもしれませんが、反対の大きな理由ですので述べさせていただきます。

現在の町所有地4,296平米の有効活用を考え、隣接する土地の購入に限っては反対するも

のでありません。しかし、購入目的が全く違いますので、原案に対して反対しなければなりません。本町の将来に何が有効かを考えたときに、まず、町営住宅建設予定地として購入すべきであります。

住宅環境としても、最も適した場所であることから、所得制限のない、家庭菜園ないし畑付きの町営住宅であります。野菜づくり、土いじりをしながら生活したいと希望されている方は、私たちが思っている以上に多いということ。その上で、法的に可能ならば、本町に永住したいと希望される入居者には、10年ぐらいをめどに、その建物と畑を残存価格で譲渡することのできる町営住宅であります。定住促進、人口増加につながるものであります。

もう一つは、まだ郡内の学校で整備されていない、全天候型テニスコートの新設であります。公式大会、公式試合などが開催され、利用度は高く、活性化にも大いにつながるものと考えます。施設と環境の調和した、いわゆるよいものを将来世代に継承していくことも、そのときそのときの町会議員としての責任でもあります。

以上が反対の理由であります。先ほどの賛成議員の賛成理由の中に、水害の危険性が高いと、それが移転の理由だと申されました。ここ、浸水予定は、小丸川が最悪決壊した場合の浸水予想がハザードマップであります。1メートルか2メートルの範囲に確かにあります。

しかし、小丸川の堤防が決壊するころに、保育所の児童がそこにいますでしょうか。その事前に、みんなが避難をしていると思います。しかも、それよりも安全性の高いテニスコートならば、先ほどから言う条件がすべてかなうものです。

それよりも、小丸川堤防が決壊した場合は、今の体育館なりリバリス、それから中川原につくられた新しい町営住宅、皆さんは賛成しておられるじゃありませんか。あそこは2メートルから5メートルの最も危険な地域なんです。なぜ保育所だけがいけないのか、次の賛成議員の方は、ぜひそのことを発言していただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、本案に対する賛成の討論はありませんか。6番、神野源生君の登壇発言を許します。

○議員（6番 神野 源生君） 私は、19号議案につきまして賛成をいたします。

今、保育所の件について反対の意見を述べられましたけれども、人それぞれ考え方も違う、見方も違う、いろいろな相違点があると思いますけれども、特に浸水地域について、あんなとこにというようなこともありますけれども、あわせて考えていかなければならないことは、利用度がなかなか近ごろは難しくなったと。保育所そのものも、いろいろな機能が一緒くたになっております。

そういう方向で進められておりますけれども、あそこでは、ただ、ここが不適當だと。理屈的

にいろいろなことが求められておりますけれども、長い目を見た場合に、やっぱりそれを1つ取り除いておくということは、人間、我々は年数をたてば、それがどうだったか、こうだったか、よかったのか悪かったのか、非常に難しい問題が出てくる、先がわからないような状況もあります。

既に、30年になろうとしておりますので、その老朽化の問題も出ております。その他のことを考えますと、この新しいところに移すということと、向こうの移す場所、こういうことをば考えますと、それには今、皆さんが、木城町が潤っております大型償却税、発電所の新設にかかわる問題が絡んできておると考えます。そういうことも考えますと、先駆者は非常に苦労しながら、このいろいろな事業ができ上がっているということも、否定することはできません。

そういうことも考えまして、あそこの周辺、新しい候補地の周辺が、どういうふうにして今後、利用していくかということも考えなければならぬと思います。別問題で住宅問題が出ておりましたけれども、まず、住宅の関係は、これとは別に切り離して考えなければならぬと思います。まことに要領を得ない説明ですけれども、私はそういうことを踏まえた上で、この19号案に対しては賛成をいたします。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 続きまして、本案に対する反対の討論はありませんか。1番、後藤和実君の登壇発言を許します。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） 私は、保育所移転だけは反対です。

反対する理由は、保育所の隣の児童館とテニスコートを含めた場所が適正地だと考えております。学校、リバリス、福祉センターなどの教育環境が整っているからです。郡内でも誇れるような教育施設だと考えております。

また、移転に対する協議は1回で、民意を含めての検討はされたかが不明です。児童館そのものが老朽化しています。床は新しく張りかえてありますが、天井の部分が落下しそうなところも見えます。児童館を建て直すことが急務ではないかと考えております。

現在、子供たちが登録されている児童数は120名で、毎日、6、70名の児童が通っております。また、机、いすなどは小さく、勉強も苦痛な状態であります。私は、建て直すなら、児童館とテニスコートを含めた場所で、保育所と児童館を一緒に建てかえることを希望をしております。

また、児童館を学童保育という名称の中に、保護者の仕事も多様化していますので、負担が軽くなるし、また、学力向上にもつながることと考えております。私は移転は反対ですけども、建設に対しては賛成です。

以上で、私の……（発言する者あり）一般会計の反対をいたします。（発言する者あり）済み

ません。以上の理由により、議案第19号に反対をします。

○議長（甲斐 政治） 次に、本案に対する賛成の討論はありませんか。9番、中竹義一君の登壇発言を許します。

○議員（9番 中竹 義一君） 賛成意見を述べます。

当初の目的に対し、民営化、建物集約的な考え、将来少子化に伴う子供たちの増減等を含め、別の考えを持っておりましたけれども、今後、目的で取得される土地に仮定される保育所の平面図を見たとき、子供たちが遊び回る広々とした敷地、併設する高齢者との交流、地域住民とのつながり、想定外に直面したときの防災等、将来的な見地から、安心・安全、地域の連携から賛成するものであります。

ただし、町が保育に対し、特有の魅力を持ち、特徴ある施設の開設を望み、平成24年第1回木城町議会に提案された議案第19号に賛成いたします。

○議長（甲斐 政治） 次に、本案に対する反対の討論はありませんか。5番、税田輝房君の登壇発言を許します。

○議員（5番 税田 輝房君） 厚生労働省がまとめた、平成22年10月時点で待機児童の数は、宮崎県全体で5名となっております。この数字から、宮崎県の保育所の整備状況に特に問題はないと思われます。その状態の中で、木城町において保育所が不足しているとは考えにくいところです。

現在、町内にある保育所が地理的環境に対して不足している、また、建物的に問題があるとは思えません。今後、児童の増加や利便性向上に対応するには、現在の保育所に対して改善を行っていくことで、対応可能ではないかと考えます。

保育所設置の必要性は理解しがたく、また協議検討も不十分であり、現時点で結論を出すことは、尚早であると苦渋の選択をいたします。反対です。（発言する者あり）以上の理由により、議案第19号に反対いたします。

○議長（甲斐 政治） 次に、本案に対する賛成の討論はありませんか。8番、宮崎勝正君の登壇発言を許します。

○議員（8番 宮崎 勝正君） 第19号議案の平成24年度一般会計予算につきましては賛成でございます。

理由につきましては同僚議員がすべて述べましたが、私も同意見でございますけど、まだ、それに伴って足りない点があったかと思いますが、また、その点も述べさせていただきます。

今回、今、温泉湯ららのほうでふれあいプラザを開設しておりますが、それも手狭になりました。また、温泉もまた今度、新しく改修しますし、あの場を新しく、今度の保育所の移転先に大きく広く設けて、また、子供たちとの触れ合いを充実していただきたいというふうに考えており

ます。

それで、同僚議員も言いましたとおり、運動場も広々として、子供たちとの老人との触れ合いの場にも適しておると思いますし、また、災害等々もいろいろと述べられましたが、あの場所では、今回の新しい場所では、最適じゃないかというふうに考えております。

また、子供たちが、今現在、平成16年につきましては41名ほどの応募者でありましたが、今現在、応募者は91名になっております。そういうことも考えながら、やっぱり広い場所でやっていかなければならないと思いますし、また、子供たちが伸び伸びとするためにも、今の運動場は、運動場の広い遊び場で遊ばしたほうが一番いいんじゃないかというふうに思うわけでございます。

それから、中学校のテニスコート、児童館と一緒に併設すればいいんじゃないかということも出ましたが、私は、中学校の生徒たちのテニスコートがなくなるということが心配です。あの隣接にそれだけの場所が今のところ考えられないんじゃないかと思います。

それと、簡単に土地を見つけるということも、相手方がおるわけですから、今度の保育所の件についても隣接はなかなか話になりません。道路もまた挟んでおります。そういうところに、またつくるとということも考えにくいと思います。私は、今までのもう何年かの計画の中で、執行側も計画してまいりましたが、やっと今度、場所的に見つけたわけでございます。

それも、町有地もまだ半分はあるわけでございます。そういう場所でございますので、今回の24年度の19号議案でございますが、24年度一般会計予算につきましては賛成したいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 次に、本案に対する賛成の討論はありませんか。10番、中村一也君の登壇発言を許します。

○議員（10番 中村 一也君） 一般会計予算に私、賛成するものであります。

今、いろいろと総務委員長のほうから先だって報告がありましたが、あの保育所新設につきましては、すばらしい土地でもあり、広々したものが、子供たちが広々したところで運動し、遊びながら運動するわけですが、非常にすばらしいところだと思います。

私は、なぜ賛成意見を述べるかと言いますと、これから将来、あの場所で、今、30年ぐらいたっているということでございますが、恐らくまた改修、いろんなものが出てくると思います。

また将来、10年、15年先で、私は先のことを考えるわけですが、恐らくああいう場所、合併の問題も、恐らく15年先、そういうものも出てくると思います。そういう意味合いから、私

は、ああいう大きな場所で伸び伸びした子供たちが育つことを願っておるものでございます。

いろいろご意見があるようですが、私は19号議案に対しましては賛成の意見といたします。

○議長（甲斐 政治） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成多数。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成24年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成24年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号辺地に係る総合整備計画の策定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号木城町農産物販売所「菜っ葉屋」の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

済みません。開会から1時間を過ぎておりますので、ここで休憩が必要ではないでしょうか。

（発言する者あり）10分間休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時35分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 諮問第1号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件に対して、後藤絢子君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、後藤絢子君を適任とすることに決定いたしました。

日程第3. 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第3、総務常任委員会付託陳情審査結果報告を行います。

陳情第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

付託年月日、平成24年3月2日、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書、審査の結果、採択でございます。

○議長（甲斐 政治） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

陳情第2号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま山田秋吉君ほか3名から、発議第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出、発議第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）を追加日程第1として日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第1号

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、意見書の提出、発議第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）を議事調査係長に朗読いただきます。

○議事調査係長（平野 大輔君） 朗読いたします。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）。

昨年は、東日本大震災や台風などにより、全国各地で大きな被害が発生した。そうした中、公務労働者は国・地方を分かつたず、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。国の機関ではこれらの活動に当たり、すべての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮している。

仮に、国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などの取り組みは極めて困難であったと考えられる。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民の命を守り、安全・安心を確保するためには、国と地方の双方による責任と役割の發揮が、不可欠なことが改めて明らかになった。

しかし、政府は「地域主権改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」を声高に主張し、国が定めている施設設置などの最低基準を緩和・廃止して、地方自治体にゆだねるとともに、公共サービスでの企業利益の追求を促進する「地域主権改革」一括法（第1次、第2次）を、昨年4月と8月に相次いで成立させた。11月には「義務づけ・枠づけのさらなる見直しについて」が閣議決定され、今通常国会に法案を提出するとされている。

また、一昨年12月に閣議決定した「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、今通常国会に、国の出先機関の原則廃止や独立行政法人の削減のための法案を提出するとしている。さらには、大震災からの復興を機に、財界みずから「究極の構造改革」と称する、道州制導入や広域合併を推進しようとしている。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生による地震活動の活発化も指摘されており、生活への不安が増幅している。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同し、国民・住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。

出先機関の原則廃止を初めとする、「地域主権改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに、憲法第25条の完全保障を求める国民的要求にも背くものである。

よって、政府におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記。

1、憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実を図ること。

2、国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を見直し、防災対策など住民の安全・安心を確保するために、必要な国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

3、行政サービスの低下を招く国の出先機関廃止、地方移譲はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年3月、宮崎県木城町議会。

衆議院議長横路孝弘殿、参議院議長平田健二殿、内閣総理大臣野田佳彦殿、総務大臣川端達夫殿、財務大臣安住淳殿。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 議事調査係長の朗読が終わりました。

発議第1号について、提出者、7番、山田秋吉君の趣旨説明を登壇の上、求めます。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）を提出するものです。

上記の議案を別紙のとおり、木城町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

全文については、ただいまの朗読が終わりましたので割愛したいと思います。東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生による地震活動の活発化も指摘されており、生活への不安が増幅している。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同し、国民・住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。

出先機関の原則廃止を始めとする、「地域主権改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」は、

地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに、憲法第25条の完全保障を求める国民的要求にも背くものである。

国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ることと行政サービスの低下を招く国の出先機関廃止、地方移譲はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。十分ご審議をいただき、採択していただくようよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。発議第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣に提出することに決定いたしました。

日程第4. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第4、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 総務常任委員会としては、特別に報告することはありません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 産業建設常任委員会としては、特別ありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、宮崎勝正君。8番。

○議会運営委員会委員長（宮崎 勝正君） 議会運営委員会といたしましては、特別報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。議会報の4月20日納品に向け、3月30日、4月2日、4月5日、4月11日、4月16日、5日間、編集委員会を開きます。各委員長、議員各位の協力を願います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第5. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第5、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る3月2日に開会されて以来、本日までの11日間にわたり、慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成24年第1回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） 一言お礼申し上げます。

3月2日に開会をいたしました、平成24年第1回定例議会でございますが、11日間に及ぶご審議をいただき、大変お疲れのことと思います。

付議いただきました27件、ご審議いただき、すべて原案のとおり可決、または推薦の決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

中でも、24年度の予算の執行につきましては、事業内容等さらに十分精査し、最小の経費で目的が達成されるよう、職員の指導を徹底してまいりたいと思います。今後とも、議員各位のさらなるご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げ、お礼といたします。

なお、当面いたします行事につきまして、お手元に配付してあると思います。お繰り合わせの上、ご出席いただきますようお願い申し上げまして、お礼といたします。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員